

【日本】PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)規制情報

2023 年 12 月 1 日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

改正概要

1. 「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」が化審法の第一種特定化学物質に指定されます
施行：2024 年 2 月 1 日
2. 以下の製品に「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用される場合、輸入ができなくなります
施行：2024 年 6 月 1 日
 - ① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
 - ② 金属の加工に使用するエッチング剤
 - ③ 半導体の製造に使用するエッチング剤
 - ④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
 - ⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤
 - ⑥ 半導体用のレジスト
 - ⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤
 - ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
 - ⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
 - ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定
施行：2024 年 6 月 1 日



当分の間、「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を指定（化審法施行令原始附則第 3 項）

PFHxS とは

ペルフルオロヘキサンスルホン酸／PerFluoroHexane Sulfonic acid

(CF₃-CF₂-CF₂-CF₂-CF₂-SO₃H) (CAS No.355-46-4 (直鎖))

アルキル鎖が直鎖の物の他、分岐構造持つ異性体が複数存在します。

既に化審法で規制されている PFOS、PFOA と同様の性質を持ち、その代替品として使用されています。2023 年 6 月、PFHxS 等が「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)の付属書 A(廃絶)」に追加されたことを受けた改正となります。

カケンテストセンター・環境化学分析ラボでは、PFHxS の定量試験を実施しています。また、PFHxS の他、PFOS/PFOA を初め、各種 PFAS 類のターゲット分析が可能です。更に、米国各州において規制される全ての PFAS を対象とした全有機フッ素 (TOF) についても試験を行っております。

お気軽にご相談ください。

カケンは安心の国内ラボ対応！

お問い合わせ

大阪事業所 環境化学分析ラボ (担当：梅田、奥村、川名)

TEL：078 - 854 - 0333